

日独伊三国同盟締結時における、日独伊ソ構想への 疑問：松岡構想説への疑問

三輪，宗弘
日本大学生産工学部一般教育：非常勤講師

<https://hdl.handle.net/2324/3135>

出版情報：日本大学生産工学部研究報告．B，文系．25（1），pp.21-39，1992-06．日本大学生産工学部
バージョン：
権利関係：

日独伊三国同盟締結時における、日独伊ソ構想への疑問

——松岡構想説への疑問——

三 輪 宗 弘

(日本大学生産工学部一般教育・非常勤講師)

The Three Power Pact and Matuoka's Idea

——A four-power Entente really existed?——

Munehiro MIWA

日本大学生産工学部研究報告 B

第二十五卷 第一号

平成四年六月二十日発行

日独伊三国同盟締結時における、日独伊ソ構想への疑問

——松岡構想説への疑問——

三 輪 宗 弘

(日本大学生産工学部一般教育・非常勤講師)

The Three Power Pact and Matuoka's Idea

——A four-power Entente really existed?——

Munehiro MIWA

It is often pointed out by almost all the Japanese scholars that Yosuke MATUOKA had the idea of the Entente between Germany, Italy, the Soviet Union and Japan when Matuoka signed the tripartite pact, and that he thought this Entente would intimidate the United State from going into the pacific war between the U. S. and Japan.

As a matter of fact, the auther has made efforts to find out primary materials which would support Matuoka's design of a four-power Entente, but in vain.

In this study, based mostly on primary materials, the auther attempts at tracing 1), Matuoka's words about the Soviet Union 2), Prince Konec really had the idea of a four-power Allians or not 3), Matuoka had the idea of possibility of the war against Moscow with Germany 4), the political difference between Japan-USSR adjustment and a four-power Entente.

In conclusion Foreign Minister Matuoka didn't have the grand design of a four-power Entente to prevent war against the U. S.

序章 問題の所在

これまでの通説では、日独伊三国同盟の目的が日独伊ノ四カ国同盟にまで発展させることにより、日本の対米開戦を防止するのが松岡洋右外務大臣の真のねらいであったと解釈されてきた⁽¹⁾。この四カ国構想が一世を風靡し、以来今日に至っても本格的な反論は提起されずにいる。もしこのような松岡構想があったとするなら、三国同盟条約締結前後に、松岡構想を裏付け得る資料を見出せるはずである。とりわけ対ソ認識や交渉方針に関する文書において、関連資料が存在していなければならぬ。たとえ松岡ではなく近衛文磨首相の構想であったにしても、根拠になりうる記録がなくてはならない。しかし、意外にも、関連資料を博搜しても、四カ国構想（協商、同盟）を裏付ける一次資料がない。はっきり言えることは、五年以上も疑問を抱いてきた筆者を納得させる史・資料は見出せなかったということである。多くの研究者は自分の所説に合致するような部分を引用し、同一資料の中にある正反対の結論を示唆する箇所を提示していない。たとえ提示してあっても、己れの所説を覆す資料とは徹塵もみなしていないし、論文自体の整合性を崩す資料とは見做していない⁽²⁾。

そこで筆者は、四カ国構想への反証となる資料を提示し、説得力ある疑義・疑念を投げたい。四カ国構想の学説が広く支持を得ているほど、疑問を投げかけることが、本稿の課題として、有意義となる。それにより定説からの拘泥を取除き、この図式に束縛されない歴史解釈の可能性を提示できるからである。また、これまで四カ国構想説を唱えた研究者からの学問的反論を期待しておきたい。これまでに根拠と

して使用された一次資料については、本文中で資料批判を加えてある。筆者があげた資料や論点を再批判し、四カ国構想を裏付けえる根拠や資料を示し、争点を明確にした論争を期待したい。そのことにより昭和史の理解が深り、新たな課題が生じると考えるからである。

ところで、マックス・ウェーバーが理念型という概念を考えた際、研究者の問題意識によって、歴史解釈は変化するという立場を貫いた。同時に資料の因果関係の厳密さをきびしく要求した⁽³⁾。筆者は、ウェーバーに倣い、この論文を書く際、資料の因果関係・資料の信憑性・論証の三点には留意したことは明記しておきたい⁽⁴⁾。研究論文の果たさねばならぬ責務であると、考える。

さて、日独伊三国同盟は敗戦後日米戦争に導いた原因とされ、加えて極東軍事裁判やニュールンベルク軍事裁判において「共同謀議⁽⁵⁾」の結実とされた。また、敗戦後、日独伊三国同盟が対米戦争を導いたかのような論調が広く信じられた時期があった。それゆえこの種の批判を意識した回想録が出版された。自ずと論調はこの種の論調を意識した弁明に陥る。典型的な書き方は、日米戦争を避けるために、三国同盟を結んだという弁解の仕方である。一斑を示せば、代表的なものに、大橋忠一氏の『太平洋戦争由来記』⁽⁶⁾（昭和二十七年）や斉藤良衛氏の『欺かれた歴史 松岡と三国同盟の裏面』⁽⁷⁾（昭和三十年）がある。大橋氏と斉藤氏の書物は、性格の相違に起因する違いがあるが、本稿の問題意識に関連させて一言すると、斉藤氏は日独伊ノ構想があったという内容を繰返し書き、一方大橋氏は一カ所ではっきりと述べているにすぎない。斉藤氏の『欺かれた歴史 松岡と三国同盟の裏面』はじめ回想記をよりどころに、四カ国構想の根拠とするのは、研究書とし

ては、実証の不備といえる。指摘するまでもなく、敗戦により、コペルニクスの価値観の変化（価値観の座標軸の回転）があったからである。なお、齊藤氏には、敗戦後、外務省の資料を閲覧しながら書いた「日独伊同盟条約締結要録」⁽⁸⁾がある。

そこで筆者は本稿では資料の書かれた時期を念頭に置き、当時の記録である日記・書簡・外交資料の一次史料に準拠し、対ソ関係という視点を中心に据え、三国同盟締結時の対ソ認識をはっきりしておきたい。この試みは冒頭で提起した疑問符にも繋がっていることは言うまでもない。細谷千博氏は論文「三国同盟と日ソ中立条約（一九三九年～一九四一年）」の中で「松岡外相の大構想」というものの存在を強調しているが、結論を先に述べると、筆者は賛成できない。細谷氏の描いた、松岡の「大構想」の要諦は左の一文に凝縮されている。この構想は、よく読めば、近衛手記の内容をほぼ踏襲している。

「松岡の胸奥に秘められていた『大構想』とはほぼ次のような輪郭のものであった。まず三国同盟の成立をはかる。次にこの同盟の威力をかりて日・独・伊・ソ四国協商の実現をはかる。その際、とくにドイツのもつ『対ソ影響力』を活用して、ドイツをして日ソ国交調整にあつせんの役割を担当させる。さらに『四国協商』が成立すれば、この提携の力の威圧を利用して対米交渉に乗出し、諸懸案の妥協をはかると同時にアメリカをしてアジアおよびヨーロッパでの干渉政策から手を引かせ、同時にこれらの地域での平和回復に共同努力することを約束させる。なお、この間三国同盟および四国協商の力で英米を牽制して、日本の南進政策を推進する。こうしてヨーロッパ・アジア・アフ

リカで四国間に生活圏を分割し、世界新秩序を樹立する。」⁽⁹⁾

論文全体の疑問点を掲げておこう。まず第一に「国交調整」と「四国協商」を結びつけていいのかという点。第二に、「国交調整」とは何であったのか、という点への考察がもの足りない。第三に、残された資料から松岡の対ソ認識（大構想）をどうみるのかという点について、細谷解釈に私は従えない。⁽¹⁰⁾しかし、細谷氏の大胆な仮説には敬意を表したい。が、先行研究や回想記への安易な追随は私にはできない。なお、この三点を意識しながら、細谷氏の論文をぜひ読んでいただきたい。他にも、細谷氏の論理展開の問題点は一次資料と二次資料の区別が曖昧である点にも見出せる。要するに、重要な結論が回想で根拠付けられている。⁽¹¹⁾筆者は、この点に研究者としての責務を果たしていないと感じたことを告白しておく。付言しておきたいことは、昭和三十一年に上梓された青木得三氏の『太平洋戦争前史』⁽¹²⁾や昭和二十八年に刊行された服部卓四郎氏の名著『大東亜戦争全史』⁽¹³⁾には四カ国構想というような見方は示されていない。それゆえ、当時としては斬新であった細谷氏の着想の価値・学問的意義があるわけである。だが、むしろ細谷氏の研究を批判せずに放置してきた、筆者も含めた若手研究者の知的怠慢・学問的探求不足を私は感じる。細谷説を強調することで新鮮さをアピールする方向の研究が相次いだ。細谷氏の研究が発表された後、三宅正樹氏は力作『日独伊三国同盟の研究』（特に第八章）の中で、四カ国構想を肯定的に評価した研究を世に問うている。たとえば、「ここに、三国同盟成立に際しての日本側の主観的意図としての『日独伊ソ四国協商の幻想』の存在は、ますます疑いをはさみ得ぬものに

なったといえよう⁽¹⁴⁾という表現があるが、独ソ開戦のとき何故松岡は対ソ一撃論を主張したのかを考えただけでも不自然なことは明らかである。なお、三宅氏や義井博氏が指摘している⁽¹⁵⁾、四国同盟はドイツ側でも検討していたという説には、別稿で批判的に検討するので、本稿では取上げない。

さて、外務次官を歴任した大橋忠一氏は清瀬一郎氏に宛てた「昭和二十一年一〇月一二日」付け書簡において次のように書いている⁽¹⁶⁾

「それなら何の為の渡欧かと云うに夫れは近衛メモリアルにあるように、日独蘇の接近工作が実質的の目的であり訪独は刺身のツマであつたのです。其の次には米国に飛んで行って彼が年来志していた米国有史以来のポリチシャン、ルーズベルトを向うに回して日米問題日支事件を一挙に解決する腹であつたのです。」(傍点 引用者)

近衛メモリアルに言及しているが、内容から近衛手記の影響を受けていることが読み取れる。この書状から、松岡洋右への弁護の方向性を見出せる。つまり、(一)日独だけではない、(二)日米問題解決、この二点が言いたいことである。この書簡が示唆することは、近衛手記の資料批判することの大切さということである。なぜなら、情報量が限られている当時、直接問接を問わず、影響を受け、近衛手記に添った形をとりながら筆を進めているからである。加えて、研究論文にも多数引用されているからである。問題なのは、無批判に引用され論拠とされていることである。回想と一次資料は区別して明示することを、常に心掛けるべきである。「四カ国構想の有無」が本稿の課題で

ある以上、「近衛手記」⁽¹⁷⁾に対する診断は避けて通れない。それゆえ、第二章を設け、資料批判に紙数を割きたい。

第一章 日独伊同盟締結への再始動

突如締結された独ソ不可侵条約によって、対ソ軍事同盟を主眼にいた所謂第一次三国同盟をめぐる議論は終止符を打ち、平沼内閣の総辞職という結末とともに、日独交渉は終焉した。駐独大島大使は引揚げを命じられ、日独関係は冷却期を迎える。ドイツの日本に対する背信行為は明らかで、リップンドロップ外相の胸中では一体どうであつたのであろうか⁽¹⁸⁾。さて、日独伊三国同盟への再始動である端緒は、昭和十五年七月十二日および七月十六日に開かれた陸軍省・海軍省・外務省の会議である。「日独伊提携強化ニ関スル陸海外協議議事録」および「日独伊提携強化ニ関スル陸海外三省係官會議議事録(その二)」⁽¹⁹⁾の記録により「日独伊提携強化案」⁽²⁰⁾の作成経過・意図が明らかにできる。後々に作成される文書は、この「陸海外三省係官會議議事録」の討議内容が盛り込まれている。出席者は左記の通り。

七月十二日

陸軍省 高山中佐

海軍省 柴中佐

軍令部 大野大佐

外務省 安東課長 石沢課長

徳永事務官

七月十六日

陸軍省 高山中佐

海軍省 柴中佐

参謀本部 種村少佐

外務省 安東課長 石沢課長

(中座) 田尻課長 徳永事務官

安東義良欧亜局第一課長は「試案」を、「審議シテ皆様ノ御意見ヲ伺イタイ」と述べ、案の説明を簡潔明瞭に行なつた。(全文引用)

「本案ハ独逸カ何レニセヨ英国ヲ屈服セシメ欧州及亜弗利加ニ於ケル覇權ヲ掌握シ欧州亜弗利加ニ新秩序ヲ建設スルコトヲ前提トシテ日独提携ヲ強化センコトヲ目的トスルモノデアアル 日本ニトリ重要問題タル對蘇問題ニ付テハ、独逸ト結ンデ蘇ヲ牽制セントシ又最近米蘇ノ提携ノ傾向ナキニシモ非ザルコトガ伺ハレルガ日独提携ヲ以テ之ヲ牽制セントスルモノデアアル。日独提携ノ限界ニ付テハ案ノ中ニアル如ク現在ノ日本ノ国内情勢特ニ經濟状態ニ鑑ミ又蘇及ヒ米トノ關係ヨリ見テモ參戰ヲ避ケルヲ賢明トスル(此ノ点ニツキ陸海軍トシテノ意見ヲ求メタル処陸海トモ全然同意ノ旨意志表示シタリ)而シテ參戰ニ至ラサル限度ニ於テ最大限ノ提携ヲ計ラントスルモノデアアル」(傍点引用者)

安東課長は「本件ハ急速ニ運ブ事ヲ最モ緊急トスルニヨリ三省ニ意見マトマラバ之ヲ上ニ提出シ直チニ國策トシテ之ヲ実行ニ移スコトトシタイ」と述べ、説明を締めくくつた。

この討議記録を読んで理解できることは、新秩序における仏印・蘭印の位置づけや對ソ關係および對米關係に關心が払われていることで

ある。では、本稿の課題である「四カ国構想有無」との関連から、ソ連に對してどのような認識がなされているのか、みたい。安東課長は以下のように説明した。本稿の論旨に照せば、大事な点はこの説明から日独伊ソ同盟(協商)を引出せるかどうかという一点である。ノモンハンで日ソ兩國の衝突が前年にあつた影響も読み取れる。

(二)ノ對蘇關係ニ付テデアアルガ現在ノ所デアハ日独双方トモ蘇連ト平和ヲ維持スルコトヲ有利トスルニ於テハ同ジデアアルガ戰爭終了後ニ於テ独逸ガ對蘇關係ヲ如何ナル方向ニ向ケルヤ今ノ所断定ハ出来ナイ併シ乍ラ日独双方共對蘇關係ニ於テハ同ジ立場ニ立ツカラ今カラ独逸トノ間ニ何等カノ取極ヲナスコトモ必要デアアル併シ目下ノ所独逸ニトリ對蘇關係ハ機微ナル点ガアリ日本ニ對シ本當ノ腹ヲ割ラヌコトモアリ得ル依ツテ場合ニヨツテハ後段『ドロップ』スルモ可デアアル」(傍点 引用者)

「現在」は「平和ヲ維持」であるが、「戰爭終了後」は「断定ハ出来ナイ」とあり、ドイツの意向を探り、「何等カノ取極」を結びたいということである。それゆえ、ここから「日独伊くわえましてソ連」を引出すのは無理である。本協議をたたき台にして、外務省がすすめた、「日独伊提携強化案」(七月十二日、七月十六日)では左記のような對ソ策が盛られた。なお、この部分については七月十二日案のままであり、修正や加筆はなかつた。

「日独兩國ハ「ソ」連トノ平和維持ニ協力スルコト万一其ノ一方

カ「ソ」連ト戦争状態ニ入ル場合ニハ他方ハ「ソ」連ヲ援助セサル
ノミナラス右ノ場合及日独両国ノ一方カ「ソ」連ノ脅威ヲ受クル場
合両国ハ執ルヘキ措置ニ関シ協議スルコトトス」

「何等カノ取極」という表現は、ソ連が脅威の対象と見做されてい
ることを示唆するものである。それゆえ「万一其ノ一方カ「ソ」連ト
戦争状態ニ入ル場合」も想定されているのである。

「日独伊提携強化案」に盛り込まれた対ソ認識は、ほぼ原形を残しなが
らそのまま踏襲されていく。以下この点を確認する。まず初めに昭和
十五年七月十九日の近衛首相・松岡外相・吉田海相・東條陸相の会談
記録「荻窪會談覺書」⁽²¹⁾では「対蘇關係ハ之ト日滿蒙間國境不可侵協定
(有効期間五年及至十年)ヲ締結シ且懸案ノ急速解決ヲ圖ルト共ニ右
不可侵協定有効期間内ニ対蘇不負ノ軍備ヲ充実ス」とある。国境確定
そして不可侵条約が取上げられ、対ソ不敗の軍備にまで言及された。

つぎに「日独伊枢軸強化に関する方針案」⁽²²⁾(九月六日四相會議、九月六
日連絡會議)を見ると、前述の三省係官會議の成果が文章に現れている。

「軍事同盟交渉ニ関スル方針案」「皇國ト独伊トハ世界新秩序建設
ニ対シ共通の立場ニ在ルコトヲ確認シ各自ノ生存權ノ確立及経綸ニ
対スル支持及対英、對蘇、對米政策ニ関スル協力ニ付キ相互ニ了解ヲ遂
ク」(傍点 引用者)

また、「日独伊提携強化ノ基本トナルベキ政治的了解事項」の「三」
にはつぎのように書かれている。

「日本及独伊兩國ハ「ソ」聯トノ平和ヲ維持シ且「ソ」連ノ政策ヲ
兩者ノ立場ニ副ハシムル如ク利導スルコトニ協力ス(尚独伊ト交渉
ノ際先方ニ希望アルコト判明シタルトキ、右ニ外更ニ日本又ハ独伊
ノ一方ガ蘇聯ト戦争状態ニ入ル危険アル場合ニハ執ルヘキ措置ニ関
シ、協議スルコトニ付テモ了解ヲ遂クルコトトス)」(傍点 引用者)

以上の文章は、三国同盟締結前であるが、条約締結後の昭和十六年
二月三日の連絡會議決定「対独、伊、蘇交渉案要綱」⁽²³⁾の第六項では左
記のように記述されている。対ソ認識の継続性に刮目したい。なお、
第二章の「註」に要綱の概略を記しておく。

「六、独、伊特ニ独ハ蘇聯ヲ牽制シ、万一日滿兩國ヲ攻撃スルカ如
キ場合ニハ独、伊直チニ蘇聯ヲ攻撃ス」(傍点 引用者)

このように日本側文書を瞥見するかぎり、松岡訪欧直前においてさ
え、「対ソ戦」ということが考慮されていることがわかる。付記した
いことは、この「第六項」は研究者により十分注目されていない。そ
の一方でこの連絡會議決定の第一項にある「蘇聯ヲシテ所謂『リツペ
ントロップ』腹案ヲ受諾セシメ右ニ依リ同國ヲシテ英國打倒ニツキ日
独、伊ノ政策ニ同調セシムルト共ニ日、蘇國交ノ調整ヲ期ス」という
箇所は敬意を表され、引用される、ということである。当然問題とな
り浮き上がってくるのは、第六項を『リツペントロップ』腹案との関
係でどう読むのか、どう解釈すべきなのか、という疑問である。いず
れにしろ、「松岡の『大構想』」への反証であることは確かである。

近衛手記でも『リップエンドロップ腹案』⁽²⁴⁾が出てくるので、ここでは問題の重要性を喚気し、第二章であらためて切り込むことにする。

第二章 近衛手記への疑問

この章では、近衛手記「三國同盟に就て」を検討したい。近衛手記は朝日新聞に掲載されたために、その後の歴史像形成に影響を及ぼした。当時頼るべき資料が希少であったが故に、反響は大きかった。当時衆目の関心を集めていたことは、『平和への努力』⁽²⁶⁾というタイトルで出版されたことから窺える。また、この回想記は、要職にあった人が回想を書く際に必ずと言えるほど、参照されているために、情報の出所が近衛手記ということが頻繁に見られる⁽²⁷⁾。それだからこそ、昭和史の研究において、近衛手記の資料批判が重要な意義を有してくる。本稿に関しては、前述した大橋忠一氏の書簡からもその影響の大きさの一端が窺える。初めに、近衛手記は何時・誰が書いたのか押えよう。極東国際軍事裁判速記録二三七号の牛場友彦氏の証言⁽²⁸⁾（昭和二十二年六月十三日）によれば、二十年五月六月に近衛が書き下し、伊藤述史・牛場・他二三名に意見を求めて、修正し、タイプして、配付したとあり、「之を作られる動機は当時世間では日独伊三國同盟が米英との戦争原因である旨論ずる者もありましたので事の真相は必ずしもそうではない事を証明し反駁する為に書かれたものであります」と、公表経緯を述べている。戦争の原因が反駁の対象になっている。

公表された、近衛文磨「三國同盟に就て」は、近衛文書の墨筆原稿と照し合せると、実際には修正は僅かであるから、近衛が書いたとみなしてよい。では、内容を検討しよう。

「獨逸崩壊といふ重大事実直面し、一部には三國同盟に対する責任を云々するものあるやに聞く。仍ちこゝに余の所見を述べて置きたいと思ふ。余は今以て三國同盟の締結は、当時の國際情勢の下に於ては止むを得ない妥当の政策であつたと考へて居る。即獨逸と蘇聯とは親善關係にあり、欧州の殆ど全部は獨逸の掌握に歸し、英國は窮境にあり、米國は未だ參戰せず、かゝる狀勢の下に於て獨逸と結び、更に獨逸を介して蘇聯と結び、日獨蘇の連携を実現して英米に対する我國の地歩を強固ならしむることは、支那事変處理に有効なるのみならず、これによりて對英米戦をも回避し、太平洋の平和に貢獻し得るのである。」

「然しながら、昭和十五年秋に於て妥當なりし政策も、十六年夏には危險なる政策となつたのである。何となれば獨蘇戦争の勃發によりて日獨蘇連携の望みは絶たれ、蘇聯は厭応なしに英米の陣營に追込まれてしまつたからである。」

「三國同盟の前提たる日獨蘇の連携は最早絶望である。……（中略）……蘇聯を対象とする三國同盟の議を進めながら、突如其相手蘇聯と不可侵條約を結びたる事が、獨逸の我國に對する第一回の裏切行為とすれば、蘇聯を味方にすべく約束し、此約束を前提として、三國同盟を結んで置きながら、我國の勸告を無視して蘇聯と開戦せるは、第二回の裏切行為といふべきである。」（傍点 引用者）

「即日獨蘇の連携も最後の狙ひは對米國交調整であり、其調整の結果としての支那事変處理であつたのである。」（筆者注 前ページにも同趣旨の文あり）

以上の回想は、要するに、対米戦争は避けようとしていたということ。そのために日独ソの連携という視点から対米戦を回避するために日独伊三国同盟を結んだということ、の二点を主張している。独ソ開戦によって、近衛の思いは無に帰したということが述べてある。他面、ドイツへの批判をすることで、自己正当化を試みているとも読める。筆者の私見を言うと、独ソ開戦は世界情勢を不安定にし、我が国その渦中に放り込まれた。近衛手記の通り、独ソ開戦は日米関係悪化の素地を作ったことは事実であろう。昭和十八年三月十八日に近衛は小林躋造海軍大将に次の様に語る。⁽³⁰⁾「独蘇戦が始まった時、之を機会に三国同盟からの離脱乃至修正と云つた話もあつたが、松岡の訪独直後の事でもあり遂に具現しなかつたが、今になつて考へると、ソレが出来れば日米戦争は起らなかつたのだがナア」。また、深井英吾『樞密院覚書』の「日米交渉に関する近衛文磨公の直話」⁽³¹⁾によれば、昭和十九年六月八日、八日会の席で、次のように述べている。ここでも「リッペンドロップ腹案」に言及している。

「日独伊同盟条約は日独ソを連結して英米に当るの趣旨を以て成し、日本は東亜に発展するを期すと独逸側は言へり。其の時独逸は立せるものなり。独逸は欧州に勢力を張り、ソ連は印度方面に進出し、日本は東亜に発展するを期すと独逸側は言へり。其の時独逸は独ソ関係の親善濃厚なることを切言せり。然るに其の数カ月にして独ソの關係悪化し、終に両国交戦状態に入れり。日独ソの固き連結を以てせば、米国の参戦を阻止し得たるならん。我方の狙ひは此にありしなり」(傍点 引用者)

以上の近衛の回想は日本の戦況が芳しくない時期になされたものであるから、昭和十八年十九年頃の近衛の心象風景を顕わしていると言える。ところで、戦争や戦況を意識する必要の無い時(昭和十五年末から十六年初め)に近衛が書いたと推定できる『新秩序建設の歴史と現状』⁽³²⁾では、日本の東亜新秩序、独伊の欧州新秩序とを結び付けるものが、三国条約であると位置付けられている。「新秩序により世界平和を確保せんとする点に於て完全に一致するのである」と書いている。しかしこの著作ではソ連の役割には何も言及していない。この近衛文書にある原稿「新秩序建設の歴史と現状」から理解できることは、昭和十五年末の時点では、日独伊ソという同盟構想は片鱗を見出せないということであり、新秩序という点力が力説されているということである。参考までに近衛手記で書き消された箇所を記す。⁽³³⁾

「独ソ不可侵条約成立後ニ於ケル独ソ親善關係ヲ更ニ日ソ關係ニ拡大シテ日ソノ国交調整ヲ図リ出来得レバ進ンデ日独伊ソノ四国連携ニ迄持ツテ行キ之ニ依リテ英米ニ対スル日本ノ地歩ヲ強固ニシ以テ支那事変ノ処理ニ資スルコト是デアアル」

この書き消されたところから、ドイツが当時独ソ不可侵条約を結んでいたことも念頭にあった可能性がある。問題は何故書き消したのかという事であるが、「独ソ不可侵条約」や「国交調整」という意味が強まれば、マイナスのイメージを与えると判断されたのであろう。当然、「国交調整」とは具体的に何であったのか、明確にしなくてはならない。とりわけ「国交調整」は「四国連携」に結びつけていいのか

という点は、解明しなければならぬが、この問題は後段の第三章で取上げる。

近衛は「日独ソ連携の方向に向つて進んで居た」ことの証拠として「リツペンドロップ腹案」⁽³⁴⁾を掲げているが、日独双方の外交文書を見る限り、昭和十五年九月の時点で我が国に伝達されていたという痕跡を見出せない。管見の範囲では、外務省外交史料館では見つからなかった。防衛研究所所蔵の参謀本部第二十班第十五課の資料「対独、伊、蘇交渉案要綱」⁽³⁵⁾によれば、この資料は「十六年一月六日」付けとなっている。『杉山メモ』では、昭和十六年二月三日の連絡会議で決定された「対獨、伊、蘇交渉案要綱」⁽³⁶⁾の中ではじめて「リツペンドロップ腹案」は登場する。昭和十五年九月十九日の御前会議では「リツペンドロップ腹案」という言葉は使用されていない。このように調べると日独伊三国同盟締結時に「リツペンドロップ腹案」なるものが日本政府に伝達されていた可能性は低いと考えるのが普通であろう。当然、第二に考えておくべきことは、「リツペンドロップ腹案」は日独伊ソ連携という内容を本当に有していたのか、ということであり、他方日本もそのような見方で「リツペンドロップ腹案」を捉らえていたのだろうか、ということである。「リツペンドロップ腹案」には勢力範囲の分割が書かれている。ソ連はイラン・印度方面が与えられているが、到底スターリンの受入れられるような内容ではない。⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾ここにある「平和ヲ維持」「一方カ蘇聯ト戦争状態ニ入ル危険」という表記が示すように、対蘇策というものが意識されたことは明白である。ソ連からみれば、日独伊による勢力確定つまり「兩者共通ノ立場ニ副ハシムル如ク利導スルコトニ協力ス」という役割がソ連に与えられたという

ことである。この枠組みの範囲なら「平和ヲ維持」ということである。後知恵を使えば、これは後日のベルリン会談（昭和十五年十一月）で独ソ関係が修復不可能に陥ったことから伺えることであるが、ソ連には許容できないものであった。ソ連の立場に立つて考えるなら到底容認できない日独の取極めに思えたであろう。

「対獨、伊、蘇交渉案要綱」を読めば、日ソ間には国境を接していることから生じる利害対立があったため、六事項が掲げられている。これは日独間は国境がないのに対して、日ソ間には国境が存するという非対称性に起因するものである。とりわけ北樺太の売却・漁業交渉は日ソ間の争点であったこともわかる。すでに引用した「六、独、伊特ニ独ハ蘇聯ヲ牽制シ万一日滿両国ヲ攻撃スルカ如キ場合ニハ独、伊直チニ蘇聯ヲ攻撃ス」という文は目につくが、近衛は忘却していたのだろうか。この要綱は昭和十六年二月三日に連絡会議で決定されているのであるから、近衛首相も同席していた筈である。近衛手記の記述との整合性は認められない。近衛回想が正しければ、「英国攻撃にソ連を加える」とか「いざ有事の際には日独でソ連を攻撃する」というような趣旨の内容は盛られないはずである。矛盾といえよう。

第三章 スターマー来日と三国同盟締結

『木戸日記 下』より昭和十五年九月十二日の近衛首相の発言を記す。⁽³⁹⁾

「最近独乙よりスターマー来朝、既に松岡外相と三回会見す。矢張、軍事同盟を含む提案なり。四相会議にて協議したるに、陸軍

は直に同意したるも、海軍は研究したしとのことにて、数日中に連絡會議を開く筈なり。今度は数十回の會議を重ねる訳にはいかぬので、何とか決定しなくてはならぬと思ふ云々。」(傍点 引用者)

近衛首相の見方「何とか決定しなくてはならぬと思ふ」が披瀝されていて、興味深い。近衛首相が賛成に傾いている様子が窺える。さて、スターマーの来日経緯について一瞥を加えよう。「日独伊三国条約締結ニ関スル外務大臣説明案」(樞密院審議會、九月二十六日)によれば、「本大臣ハ七月下旬、現内閣ガ成立致シマシテ以来、独伊トノ政治的提携ヲ強化シタイト思ヒマシタガ」とあり、「本大臣ハ八月一日オット大使ヲ御茶ニ招キテ、樞軸強化ガ我朝野ヲ通ジテノ傾向ナルハ貴大使モ御承知ノ通りデアアルガ」と語った上、「独モ亦日本トノ提携ノ可否ヲ決スベキデアルト結論シ」左の三点を質問し、「大東亜圏」「日ソ関係」「日米関係」について、ドイツの意向を質した。松岡外相は「至急ヒトラ一總統トリッペンツロップ外相ニ架電シテ、其返事ヲ得ラレタシ」と、オット大使に告げた。

- 一、大東亜圏ニ対スル前述ノ日本ノ理想実現ニ付独逸ハ如何ナル態度ヲ執ルカ、如何ナル事ヲ以テ日本ヲ助ケ得ルカ又助ケル考ナルカ、又コノ圈内ニ於テ独逸ハ何ヲ求ムルカ
- 二、日ソ関係ニ就キ独逸ハ如何ニ考フルカ、又何ヲナシ得ルカ
- 三、日米関係ニ付キ如何ニ考フルカ又何ヲナシ得ルカ

日本とドイツとの交渉において、ここで持ち出された日ソ関係・日

米関係(本論では割愛する)はどのように展開したのであろうか。九月二十六日にひらかれる樞密院審議會のために外務省が作成した「日独伊三国条約締結ニ関スル外務大臣説明案」(甲、経過、極秘)によれば、対米関係(第三条)・対ソ関係(第五条)について次のように記されている。

「第三条ノ中『現ニ欧州戦争又ハ日支紛争ニ参入シ居ラザル一国ニ依リ攻撃セラレタルトキハ云々』ノ一国ト申スノハ暗ニ米國ヲ主トシテ指シタノデアリマシテ、其ノ一国ニ依リ攻撃セラレタル場合ニハ自動的に参戦義務ガ発スル次第デアリマシテ、則チ我國ハ独伊ト米國ヲ対照トスル軍事同盟ニ這入ルノデアリマス」

「第五条ハ本条約ガソ連ニ向ケラレタルモノニ非ザルコトヲ規定シタノデアリマス、ガ、実ハ蘇連ハ独伊対英仏戦ニハ参加シテ居ナイ建前トナツテ居ルノデ、或ハ第三条ノ所謂『一国』ニ相当スルモノデアアルマイカトノ疑惑ヲ生ズル虞モアリマスシ、旁々日独伊ガ世界新秩序ヲ造ル上ニ於テ蘇連ヲ敵ニ回ス懸念ノナイコトヲ明カニシ特ニ独逸ト蘇連トノ間ニポーランド始メ、欧州ニ於ケル現在ノ取極又ハ見解若クハ或種ノ事態ヲ存セル、ソノ事実ニ些カモ影響スル所ハナイコトヲ明ラカニシテ、蘇連ヲ安心サセ、之ニ依リ米蘇ノ接近ヲ防グノ目的ニ資シヤウトスル趣旨デアリマス」(傍点 引用者)

この外務大臣説明案はタイプ打ちされていることから、松岡に披瀝し、了解の上、タイプに回したと、思われる。そうであれば、「第五条」は「蘇聯ニ向ケラレタルモノニ非ザルコトヲ規定シタ」とか「蘇

聯ヲ安心サセ、之ニ依リ米蘇ノ接近ヲ防グノ目的」とあるように、消極的な性格つまり「ソ連を刺激しないという配慮」が強かったと、読み取れる。「第五条」から日独伊ソ構想は読み取れることは、不可能である。加えて「第五条」は松岡外務大臣の発案ではなく、九月十四日にリップンドロップ外相の電報に基づきオットとスターマーから松岡外相に「第三条」「第五条」を挿入した内容の対案が提示されたという経緯があった。⁽⁴¹⁾この事實は、松岡外相の意図の反映と「第五条」を見なす解釈が成立しないということを端的に示すものであると筆者は考へる。⁽⁴²⁾なお、この挿入経緯に関してはすでに細谷氏の紹介がある。⁽⁴³⁾

詳細には述べないが、「なぜ「第五条」を挿入したのか」を考へるとリップンドロップ外務大臣が独ソ交渉および独ソ不可侵条約とりわけ第四条を意識したことの反映であると思う。⁽⁴⁴⁾我が国の外務省はこの点をすばやく見抜いていた。これによく似た配慮をドイツが日本に要望したものに、秘密議定書をめぐる取扱いがある。秘密事項を「交換公文」とする案に、ドイツ側は同意せず、『オット』大使ノ書簡案ヲ『オット』自ラ松本局長ニ口授研究方依頼⁽⁴⁵⁾したのであった。ここで問題となることは、なぜドイツ側が「交換公文」（議定書）に同意しなかったのかということである。これも、「ソ連に秘密条文がないことを述べたい」という対ソ交渉を意識した、リップンドロップの意向の反映と筆者は見做している。⁽⁴⁶⁾ドイツ外交文書には一切秘密事項の存在を示すものは記録されていない。またドイツ外交文書をみると、独ソ間ではルーマニア・フィンランド問題が暗礁に乗り上げ、険悪化の様相を濃くしていた。それゆえリップンドロップ外相がソ連をもうこれ以上刺激したくなかったのはよく理解できる。本稿の課題ではないので

要諦だけ指摘するにとどめる。⁽⁴⁶⁾

さて、「日独伊樞軸強化問題に関する外務大臣説明案」(御前会議)では「丙、結論」として以下のように記されている。

「更に本協定締結の結果と致しまして注意すべき点は対蘇関係及支那事変か如何なるかと云ふこととあります、吾国か南方に延びて、大東亜建設の事業を邁進するためには如何にしても対蘇関係の調整を行はなくてはなりません、か是か為めには吾国か西方に独伊と云ふ強力な那盟か出来て吾国の立場か強くなることか必要でありまして、現にスターマーの如きは協定成立の上は日蘇間を斡旋して成功の見込かあると申して居ります。日蘇間の国交調整か出来蘇連か支那より手を引き日本の対米関係か強化して参いれは英国は一時ビルマ・ルート等を通して物資輸送に便宜を供与しても支那事変の解決は容易になるものと思はれます。」(傍点 引用者)

この資料に関連して、後日談になるが、昭和十六年二月三日第八回連絡懇談会「松岡提案ノ対独伊蘇交渉要綱ノ件」で松岡外相は、看過できない、相反する内容の発言を行なっている。引用する。

「独ノ「ソ」牽制ニ就テハ将来ノコトヲ考ヘ永久的ニ牽制ヲ実行スルコトニ就キ独ト話合スル必要アリ」

「先般「スターマー」来朝ノ際「ソ」ヲ日本ト挾撃スルヤ同盟ニ引入ルルヤニ関シ「リップペン」ニ研究ヲ要望シタトコロ「リップペン」「オットー」共ニ即座ニ同盟ハ不可挾撃ヲ要望スト答ヘタ次第ナリ

付テハ本件ニ関シ独ト慎重ニ話合フ必要アリト思フ」

(傍点 引用者)

この説明は、事実ならば、きわめて重要である。ドイツ側の対ソ認識が「挾撃ヲ要望ス」という志向のほうが強かったという可能性である。松岡もここでははっきり対ソ牽制を指摘している。「永久的ニ牽制ヲ実行」であれば、日独伊ソ四カ国構想など存在するはずがない。もう一点看過できない言動を拾うと、昭和十五年九月十九日の御前会議において、軍令部総長が「本同盟ノ成立ニヨリ日蘇国交調整ニ寄与スル程度如何」⁽⁴⁹⁾と質したのに対して、松岡外相はつぎのように答えている。これは先に引用した「日独伊樞軸強化問題に関する外務大臣説明案」⁽⁴⁰⁾と軌を一にするものである。

「日、ソ、国、交、ノ、調、整、ニ、ハ、独、逸、ヲ、仲、介、ト、致、シ、度、ク、日、ソ、国、交、ノ、調、整、ハ、又、独、逸、ノ、利、益、ト、ナ、ル、ヲ、以、テ、彼、ハ、此、ノ、仲、介、ヲ、ナ、ス、ヲ、希、望、シ、テ、居、リ、マ、ス、。ス、タ、ー、マ、ー、公、使、ハ、本、件、ニ、関、シ、テ、ハ、未、タ、「ソ」、側、ト、一、切、話、シ、合、ヒ、ラ、シ、タ、事、ハ、ナ、イ、ト、申、シ、テ、居、リ、マ、ス、。且、昨、年、独、「ソ」、不、可、侵、条、約、締、結、ノ、際、

「リ」外相カ「スターリン」ニ対シ日「ソ」国交ヲ将来如何ニスヘキヤヲ尋ネマシタ時スターリンハ日本ニシテ和ヲ欲スレハ我モ亦戦フヘシト答ヘタコトニヨリマシテモ「ソ」側ハ日「ソ」国交ノ調整ニ十分意志アリト判断セラレ独逸側ハ何等ノ障碍ナク極メテ手輕ニ此ノ調整カ出来ル様ニ考ヘテ居リマス又スターマー公使カソ連ヲ通過スルコトハ「ソ」側ニ秘スルコトハ不可能テアリ何等カモスコーニ於テ「ソ」側ト話シ合フ致シタノテハナイカト疑ツテ居リマス

何、レ、ニ、シ、マ、シ、テ、モ、日、「ソ」、国、交、調、整、ニ、ハ、独、逸、ニ、斡、旋、セ、シ、ム、ル、コ、ト、ニ、相、当、ノ、希、望、ヲ、繫、キ、テ、可、ナ、リ、ト、考、ヘ、マ、ス、」(傍点 引用者)

スターマーがソ連と話合っていないと発言しているのにもかかわらず、松岡はドイツとソ連では「話シ合フ致シタノテハナイカト疑ツテ居リマス」と述べ、ドイツの斡旋に期待している。問題点は、「牽制」や「挾撃」という文脈と日独間の「斡旋」という文脈では、文脈のベクトルが正反対であるということである。「牽制」と「斡旋」の乖離はあまりにも大きすぎる。ところで、一体、ドイツの「仲介」「斡旋」とは何なのか。また、日本とソ連の「国交調節」とは何を意味したのであろうか。本稿を貫くテーマからいえば、「仲介」「斡旋」「国交調節」を昇華させ、「日独伊ソ構想が存在した」と見做せるのかというのがポイントである。ノモンハン事件後のソ満国境の確定、漁業交渉、北樺太の所有権問題、北樺太の石油採掘権等の、未解決問題がソ連と日本の間に横たわっていた。それゆえドイツの仲介(圧力)に期待し、袋小路に陥っている日ソ関係を打開し、日本に有利な解決を図ろうとしたと私は考える。このことは松岡の樞密院における発言「日蘇国交調整ガ爾ク容易ナリトハ自分モ考ヘ居ラズ唯独逸ハ蘇連ニ対シテ相当ノ圧力ヲ加ハ得ルコトハ之ヲ認メザルベカラズ」とか「日蘇国交調節ニ独逸ヲ斡旋セシムルコトハ相当有効ナリト考ヘ居レリ」⁽⁵⁰⁾から窺える。我が国がドイツに働きかけた例をあげれば、昭和十五年七月十日に栗栖三郎駐独大使はワイツゼツカー次官にソ連と日本の争点(一)漁業問題、(二)領土問題、を提出している⁽⁵¹⁾。これらの問題を解決することが対ソ交渉の課題であったことは明白である。尚、ドイツの外交

文書を見ると、日本側がドイツ側にソ連（国交）や中国（和平）への仲介の有無および程度を問い合せたことが、よくわかる。だがここで混同してはならないことは、四カ国構想を問い合せたことはないという事実である。当時独ソ関係は悪化していたのでドイツの回答は明瞭でなく、具体性を欠いた。ドイツ外交文書を見る限り、ドイツは日本に有利となるようなことには具体的に発言をせず、独ソ関係の悪化を防ぐために、日ソ関係に言及したにとどまる。ソ連には日本カードを披露し、日本にはソ連カードを弄んだ、とみなせる。

ところで、幸いにも陸軍省軍務課員中村雅郎大尉の日誌にスターマーの発言が記録されている。⁽⁵²⁾ 牧中佐からの又聞きである。細谷氏も引用しているが、原文通りでない。ここでは要諦だけ引用する。

「大」日独伊三国ハ如何

「ス」伊ハ独ニマカセ

「大」日独一本デイキタン

「大」日「ソ」国交調整ハ如何

「ス」ヤリタン

「オ」日独伊「ソ」

「大」

「ス」

「ソ」入ルハ弱クナル

スターマー来日時の発言記録は他にないので、この記録を見るかぎりでは、スターマーには「日独伊「ソ」というような見方はなかったと言える。スターマーは本国のリップントロップ外務大臣の意向を

代弁していると見做せる。スターマーの来日時の軌跡は資料の発掘による解明が急がれる。資料が不足しているが、中村日誌のメモは日独伊ソ構想など当初からなかったことを示唆している。

最後に陸軍の立場を知るうえで貴重な資料「日独伊枢軸強化ニ伴フ軍ノ態度ニ関スル件」⁽⁵³⁾を掲げ、三国同盟と日ソ関係に対する陸軍省の見方を示し、本章の締めくくりとする。作成日は「昭和十五年十月一日」であり、軍務課中村と捺印してある。

「一、日独伊三国協定成立ニ伴フ軍ノ態度ニ関シテハ既ニ二十八日陸軍大臣ヨリ訓示（陸普ニヨリ送付済）セラレタル処ナルモ特ニ左記諸件ニ関シ誤解ナキ様充分留意セラレ度 左記 一、

条約ハ公表条文ノミニシテ秘密協定ナシ 二、日「ソ」国交ノ調整ハ今後ニ於ケル重要ナル我政策トシテ之カ促進ヲ期ス 然レトモ、他面共産主義ノ排除ハ日滿支三国ノ普遍的共通政策トシテ何等從來ノ方針ニ変化ナシ（以下略）」（傍点 引用者）

「共産主義ノ排除」という考えのある陸軍には、ソ連との同盟関係を認めるといふ選択肢を取ることは極めて少なかったであろう。

四 おわりに代えて

松岡洋右外務大臣が渡欧した際、日ソ中立条約が締結されたために、日独伊ソ四カ国構想が存在したかのように見做す解釈が行なわれてきた。しかし、一次資料で四カ国構想を裏付ける資料は見当たらない。加えて本文で何度も言及した昭和十六年二月八日の連絡会議における発

言を考えると、「四カ国構想が存在した」とは言えないことは明白である。ところで、昭和十六年（一九四一）六月二十二日、ドイツ軍のバロバロッサ作戦によって独ソ戦が始まった。この直後の松岡の発言を確かめると、ドイツが早期に勝利するという見通しを持ち、対ソ一撃論を主張した。「杉山メモ」を見ると、松岡の対ソ攻撃論に陸海軍首脳がマッタをかけている様が伝わってくる。六月二十七日の連絡会議における松岡外務大臣の発言を引用しよう。⁽⁵⁵⁾

「独「ソ」戦が短期ニ終ルモノト判断スルナラハ、日本ハ南北何レニモ出ナイト云フ事ハ出来ナイ。短期間ニ終ルト判断セハ北ヲ先キニヤルヘシ。……中略……「ソ」ヲ迅速ニヤレバ米ハ参加セサルヘシ」

「我輩ハ道義外交ヲ主張スル 三国同盟ハ止メラレヌ、中立条約ハ始メカラ止メテモ宜カツタ。三国同盟ヲ止メテ云々ナラ取ラヌ。利害打算ハイカン。独ノ戦況未タ不明ノ時ヤラナケレバナラヌ」

松岡が日独伊ソ四カ国構想を日独伊三国同盟締結時に持っていたなら、ここに引用したような意見を主張するのであるか。「中立条約ハ始メカラ止メテモ宜カツタ。三国同盟ヲ止メテ云々ナラ取ラヌ」はどう読んでも、四カ国構想説には不都合である。

つぎに近衛文磨首相の独ソ戦に対する態度を見よう。「外相の意見補捉し難き点ある等の問題につき内話あり」⁽⁵⁶⁾（六月二十日）と近衛は述べているが、松岡の対米対ソ強硬論に閉口していることがわかる。

木戸日記によれば、昭和十六年六月二十一日に近衛・平沼・木戸の三

名が集り、相談した。この記録は近衛の立場を伝えている。⁽⁵⁷⁾

「内閣の責任について――首相は若し独ソ開戦ともなれば恰も平沼内閣の際の独の態度と同様、日独間の同盟には重大なる支障を来すを以て内閣は責任を執るの外なしとの見解を披露せらる。之に対し余は其の見解に反対し、左の通り述ぶ。平沼内閣の場合には未だ議の纏まらざる間に我国の仮想敵国となしたるソ聯と独が結びたるものなれば、之れ迄屢々陛下に対し奉り其の国策としての必要性を力説し居りたる首相としては何としても責任を痛感するの外なく、謂はゞ此の不意の事件により反射的に臣節を全ふる為め進退を決したるものなり。然るに今回の場合は成程日独の同盟はソ連との飛躍的の国交調整を重要な要素となし居るも、右については独も異存なく、我国が日ソ中立条約を締結したる際にも反対はせざりき。又独ソの開戦についても、前回の場合の如く不意打を喰したるにあらず、度々大島大使に内話せり。而して之に対し我国は同盟を掛けの抗議等を申出たることなし。……」（傍点 引用者）

近衛首相は松岡よりも独ソ開戦に衝撃を受けていたことが判る。ところで、日独伊ソ構想があったなら、「度々大島大使に内話せり」という段階でなぜ抗議しなかったのか。このとき裏切行為であると述べるべきではないのか。日本の戦況が苦しくなった時に書いた『近衛手記』でドイツに責任を転嫁しても遅すぎる。

筆者の結論は松岡洋右外務大臣には日独伊ソ四カ国構想などなかったということである。四カ国協商を裏書きする公式な発言記録は何も

ない。

註 序章

- (1) 細谷千博「三国同盟と日ソ中立条約(一九三九年〜一九四一年)」(日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部『太平洋戦争への道 5 三国同盟・日ソ中立条約』所収、朝日新聞社、昭和三十八年、一五九―三七〇頁)。三宅正樹『日独伊三国同盟の研究』、南窓社、一九七五年。特に第八章、中でも三二六、三二九、三三三、三三五頁。三輪公忠『松岡洋右』、中央公論社、一九七〇年、一四八―一九二頁。ゲルハルト・クレープス「ドイツ側から見た日本の大東亜政策」(三輪公忠編『日本の一九三〇年代』、彩光社、昭和五十五年、一四三頁)。義井博「日独伊三国同盟問題と吉田善吾海相」(名古屋市立大学教養部紀要 人文社会研究、三四卷、一九九〇年三月、一六八頁)。池井優『増補日本外交史概論』(慶応通信、昭和四十八年、二〇〇―二〇七頁)。三輪公忠氏は松岡を再評価せんと試みられているが、筆者は松岡だけは今後も評価されることはないと考えている。発言が一定せず無責任かつ自己中心的な外務大臣を評価することは私にはできない。及川古志郎海軍大臣が「頭が変ではないか」と発言しているが、不安定な精神状態を指したのである。野村吉三郎海軍大将も「日米交渉と松岡外相」(内外法政研究会、研究資料第一四四号、一八頁)の中で「松岡外相が自分の功名手柄許りを考へて真に国家国民の前途に深き思ひを致さずして、出来るべき交渉も遂に破局に導いたといふことは返すくも残念に思ふ所である。」と述べている。本来ならば、このような人物を外務大臣に任命したこと自体が問題であった。マックス・ウェーバーの概念を借りれば、「信条(心情)倫理家」といえる。
- 最近出た論文で、従来の「四カ国協商」説に修正を投げかけたものに左記の論文がある。独ソ関係の悪化について松岡がどの程度認識していたかについても研究する価値はある。宮崎慶之「再考松岡外交―その国内政治的要因―」(軍事史学会編『第二次世界大戦(二)―真珠

- 灣前後―』、錦正社、平成三年、三二―四六頁)。
 田浦雅徳氏、義井博先生には、資料について教えていただいた他、親切に教示いただいた。多謝。
- (2) 前掲『日独伊三国同盟の研究』、三三三―三四頁。二九二頁参照。三宅氏は「実に興味深い表現である」と、書いているに止まり、掘り下げていない。
- (3) M・ウェーバー「社会科学および社会政策の認識の『客観性』」がよい。(出口勇蔵訳、『世界教養全集 18 ウェーバーの思想』、四七一―二八頁)。ウェーバー研究者として信用できるのは、金子栄一氏である。『マックス・ウェーバー研究』(創文社、昭和三十二年)。その他、升味準之輔氏・津田左右吉氏も深い読みをしている。升味準之輔『政治学講義 上』(岩波書店、昭和四十九年、八一―八五、一一八―一二頁)。津田左右吉『歴史の矛盾性』(大洋出版、昭和二十二年)。檜山幸夫氏の言葉を参照。日清戦争研究における檜山氏の先行研究批判は参考になる。
- (4) 例えば、『極東国際軍事裁判速記録 第六六十二号』、昭和二十二年一月二十九日(『極東国際軍事裁判速記録 第四卷』、雄松堂書店、三三六―三七頁)。
- (5) 大橋忠一『太平洋戦争由来記 松岡外交の真相』(要書房、昭和二十七年、七九頁)。
- (6) 齊藤良衛『欺かれた歴史 松岡と三国同盟の裏面』(読売新聞社、昭和三十年、一〇二、一〇八、二〇二頁)。長谷川進一「松岡洋右と日ソ中立条約」(『中央公論』、六五年五月号、三七七―八二頁、特に三七八―七九頁)。
- (7) 齊藤良衛『日独伊同盟条約締結要録』(外務省外交史料館所蔵)。なお、前掲『日独伊三国同盟の研究』(四四一―四四三頁)にも収録され、解説も加えられている。この解説は参考になる。丁寧に資料解題されている。
- (8) 前掲「三国同盟と日ソ中立条約(一九三九年〜一九四一年)」、二六一頁。
- (9) 同右「三国同盟と日ソ中立条約」、二〇六、二二六頁。「瀬戸際政策」

の論議など存在したのだろうか。はなはだ疑問である。細谷氏の「四国協商」への見方については、二六二—二六五頁を読みたい。

- (11) 同右「三国同盟と日ソ中立条約」、例えば一八二、二二五—二七頁。三四三頁以降の「註」を見られたい。いまだに出所不明ものが散見でき。中村雅郎大尉の日記は原文通りではない(二〇一頁)。註(52)をみよ。

- (12) 青木得三『太平洋戦争前史 第二巻』(学術文献普及会、昭和三十一年、三三七—六四三頁)

- (13) 服部卓四郎『大東亜戦争全史』(原書房、昭和四十年、二三一—三二頁)。野村実氏によれば、服部氏が書いていないとのことであるが、筆者はすぐれた研究であるとみなしている。史料に準拠して書かれているため、当事者とは思えないほどバランスがとれた著書である。戦争に関して読むに値する記述が多数ある。

- (14) 前掲『日独伊三国同盟の研究』、三二五—二六頁。

- (15) 同右『日独伊三国同盟の研究』、三三〇—三三五頁。前掲『日独伊三国同盟問題と吉田善吾海相』、一六七頁。

- (16) 大橋忠一発清瀬一郎宛書簡、昭和二十一年十月十二日。タイプ打ちされている。防衛研究所戦史部図書館所蔵。

- (17) 近衛文磨手記『平和への努力』(日本電報通信社、昭和二十一年四月)。近衛文磨公の手記『失われし政治』(朝日新聞社、昭和二十一年五月)。大橋忠一氏は『太平洋戦争由来記』の中で、近衛手記を意識し、異義を唱えているところが散見される。

註 第一章

- (18) リッペンドロップは後日再来日した大島浩駐独大使にかなりの情報を提供している。忸怩たる思いがあったのではなからうか。『田中新一日誌』参照(防衛研究所戦史部図書館所蔵)。日本側に行なった日ソ仲介という類の発言もこの文脈でとらえることができよう。

- (19) 陸軍省・海軍省・外務省「日独伊提携強化ニ関スル陸海外協議議事録」および「日独伊提携強化ニ関スル陸海外三省係官會議議事録その二」(『日独伊同盟条約関係一件』、戦史部図書館〔中央―戦争指導重要国

策文書一〇四〕所蔵)。外交史料館にも原文がある。

- (20) 外交史料館所蔵、日独伊三国同盟条約関係一件〔B一〇〇J/X三三〕。『太平洋戦争への道 別巻資料編』(三一八頁、三二九—三三二頁参照、註1をみよ)にも収録されている。微修正が加えられているので、一度は原本を参照するとよい。戦史部図書館にもある。原本にも差異があるので、研究者は必ずあたられたい。

- 昭和十五年七月十二日案「陸海外三省事務当局協議会に提出の『日独伊提携強化案』

要領3「日独兩國ハソ連トノ平和維持ニ協力スルコト、万一其ノ一方カ「ソ」連ト戦争状態ニ入ル場合ニハ他方ハ「ソ」連ヲ援助セサルノミナラス、右ノ場合及日独兩國ノ一方ガソ連ヲ脅威ヲ受クル場合兩國ハ執ルヘキ措置ニ関シ協議スルコトトス」(外務省編纂『日本外交年表並主要文書 下』、原書房、四三四—三五頁)他に「備考」として「本了解ハ秘密トス」とあり、「別紙第三 日独伊提携強化ニ対処スル基礎要件」の中で「四大分野」が明記された。ソ連は「日独伊三国ノ利害関係ニ直接影響少キ方面」(波斯湾・印度)に勢力圏を持つことが許容されている。

- (21) 同右『太平洋戦争への道 別巻資料編』、三二九—二〇頁。「親しく御説明可申上候」と松岡が墨書した文書(松岡から近衛)が近衛文書リール一にあるが、「荻窪會談覚書」とほぼ同じ内容である。筆者は書込の筆跡から松岡と判断した。(筆跡を比較対比したのは、松岡発東条宛書簡、国会図書館憲政資料室所蔵)

他方、昭和十五年七月二十七日の大本営―政府連絡會議決定「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」を一見すると、「支那事變ヲ解決ヲ促進スルト共ニ好機ヲ捕捉シ対南方問題ヲ解決ス」とあり、対ソ関係については、「第二条の一」に「先ツ対独伊蘇施策ヲ重点トシ特ニ速ニ独伊トノ政治的結束ヲ強化シ対蘇國交ヲ飛躍的調整ヲ図ル」という文面がある。これは日独伊は政治的結束を図るが、ソとは調整するということである。ノモンハンで戦闘したソ連との調整を志向しているが、日独伊ソ同盟という見方はない。

- (22) 前掲『太平洋戦争への道 別巻資料編』、三二九—三三二頁。本文中

の引用は外交史料館の原本に従ったが、原本にも差異がある。参謀本部編『杉山メモ 上』（原書房、昭和四十二年、二七—三三頁）。

(23) 同右『太平洋戦争への道 別巻資料編』、三六四—六五頁。同右『杉山メモ 上』、一七六—七七頁。

(24) 米國務省編纂『大戦の秘録 独外務省の機密文書より』（読売新聞社、二九四頁参照）。註(37)をみよ。

(25) ノート1 「日独伊提携強化ニ関スル陸海外協議議事録」および「日独伊提携強化ニ関スル陸海外三省保官會議議事録(その二)」から蘭印仏印がどのように論じられているのか、一瞥しよう。周知のように、昭和十五年六月二十二日、パリ陥落後独仏休戦条約が締結された。この事態は、単に欧州だけの問題に止まらず、欧州の植民地であったアジア・アフリカにも影響を及ぼし、事態を一変させうる可能性を秘めていた。私見では、当時我が国が並々ならぬ関心を払ったのは当然のことであると、考える。我が国が、仏印・蘭印の力の真空をどの大國が埋めるのか、という問題に無関心でいれるわけがない。安東課長の七月十六日の発言を引用する。

「本件強化問題ニ於ケル最モ困難ナル点ノ一ツハ茲ニアルト思フ。佐藤大使ヨリノ電報デモ薄々ウカガハレルノデアアルガ独逸デハ蘭印仏印ニ付テハ独逸自身ガ政治的指導権ヲ握リ日本ニハ経済的ニ利益ヲ与ヘントスル意向ヲ有シテキルノデハナイカ、即チ独逸ハ日本ニ政治的指導権ヲ認メマイトスルノデハナイカト言フコトガウカガワレル」

ドイツが仏印・蘭印に勢力を拡張するのではないかという不安を読み取ることができる。「政治的指導権」の確保が、対独交渉の懸案事項と考えられている。もう一点、刮目して置かなければならないことは、田尻課長の「経済及技術ノ提携」という視点からの発言「日本ハ独逸ヨリ経済技術ヲ学ブ必要ガアリハシナイカト思フ」である。この見方も後日具体的な意味を持つていく。

当時の雰囲気を知る上で、海軍省軍務局第一課局員三和義勇の日記には、「南進論日本を風靡す」（八月十四日）、「国策の基調を静止す。何人も独が勝と言ふ事に断言しあり茲に欠点はなきか」（七月三十日）と書いているが、当時の雰囲気を知するのに参考になる。（『三和義

勇日記』、筆者コピー所蔵。
日独経済交流に関しては、春木猛氏の研究がある。「三国同盟を中心とする日独関係の実相」（『軍事史学』、五巻三号、一九七一年、三五—七九頁）

註 第二章

(26) 前掲『平和への努力』（日本電報通信社、昭和二十一年四月）。

(27) 例えば、前掲『太平洋戦争由来記』。近衛手記を意識している。他にも新名丈夫『海軍戦争検討會議記録』（毎日新聞社、昭和五十一年）にある井上成美中将の発言。一七七一—一八〇頁。

(28) 「極東国際軍事裁判速記録 第二百三十七号」、昭和二十二年六月三十日（『極東国際軍事裁判速記録 第五巻』、雄松堂書店、七二九—三二頁）。

(29) 前掲『平和への努力』、それぞれ二七頁。二七—二八頁。二五頁。二頁。

(30) 小林躋造「巻録志の添ふ」（『海軍大将小林躋造覚書』所収、山川出版社、一九八一年、一七七頁）。

(31) 深井英五『樞密院重要議事覚書』（岩波書店、昭和二十八年、二〇三頁）。

(32) 近衛文磨『新秩序建設の歴史と現状』（近衛文書、国会図書館憲政資料室所蔵）。文体から考えて近衛だと思いが、近衛だという決定的な裏付けはない。

(33) 近衛文書（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。早稲田大学総合図書館でも閲覧できる。また防衛研究所戦史部図書館にもあるが、残念なことにも見れなくされている。「中央—戦争指導—三〇三」が請求番号である。

(34) 前掲『平和への努力』、二三頁。

(35) 参謀本部第二十班（第十五課）『日独伊三国条約関係綴』（中央—戦争指導—一一三九）。「中央—戦争指導—一一三八」にも一月六日付けの要綱がある。

(36) 前掲『杉山メモ 上』、一七七頁。

なお、「対独、伊、蘇交渉案要綱」の概略は次の通り。

一、蘇聯ラシテ所謂「リッペントロップ」腹案ヲ受諾セシメ右ニ依リ同国ラシテ英国打倒ニツキ日、独、伊ノ政策ニ同調セシムルト共ニ日、蘇国交ノ調整ヲ期ス

二、日、蘇国交調整条件ハ大体左記ニ拠ル

(一) 独逸ノ仲介ニ依リ北樺太ヲ売却セシム

(二) 北支蒙疆

(三) 援蔣行為ヲ放棄

(四) 国境劃定

(五) 漁業交渉

(六) 貨物輸送の割引

三、略

四、四大圏(大東亜圏、欧州圏、米州圏、ソ連圏)

五、日本ハ極力米國ノ参戦ヲ不可能ナラシムル趣旨ヲ以テスル行動施策ニ付独逸当局トノ了解ヲ遂ケ置クコトトス

六、独、伊特ニ独ハ蘇聯ヲ牽制シソ連ヲ一日滿兩國ヲ攻撃スルカ如キ場合ニハ独、伊直チニ蘇聯ヲ攻撃ス

七、八、九、略

(37) 前掲『大戦の秘録 独外務省の機密文書より』二八五―九五頁。

Documents on German Foreign Policy 1918-1945, Series D (1937-1945), Volume XI, pp. 533-41. (Department of State, Washington: 1957) 『大戦の秘録 独外務省の機密文書より』ハ、ソ連外交文書からのマイトソソ連に関する外交記録の摘録である。英語版では次の通り。NAZI-SOVIET RELATIONS 1939-1941 Documents from the Archives of German Foreign Office, Edited by R. J. Sontag & J. S. Beddie, 1948, Department of State.

(38) Documents on German Foreign Policy 1918-1945, Volume XI, pp. 291-97. 同右『大戦の秘録 独外務省の機密文書より』二七三―一八〇頁。

註 第三章

(39) 『木戸幸一日記 下』(東京大学出版会、一九六六年、八二―一頁)。

(40) 外務省「日独伊三国条約締結ニ関スル外務大臣説明案」(外交史料館所蔵、日独伊三国同盟条約関係一件〔B一〇〇J/X3〕)。

(41) 外務省条約局「日独伊三国条約各種案文作成及国内手續經過概要」。外務省条約局第一課・第二課「日独伊三国条約第三条ノ解釈ニ関スル件」(外交史料館所蔵、日独伊三国同盟条約関係一件〔B一〇〇J/X3〕)。

外務省条約局第一課・第二課が昭和十六年三月十一日に作成した「日独伊三国条約第三条ノ解釈ニ関スル件」には、独ソ不可侵条約第四条と日独伊三国同盟の第三条の相関関係が考察されている。他にも米国國務省編纂『大戦の秘録 独外務省の機密文書より』(二五三頁)の中の「ソ連外務人民委員ヨリ在ソ連ドイツ大使館宛」には、独ソ不可侵条約第三条が言及されている。ドイツがこの条約に如何に拘泥されたかよくわかる。前掲『日独伊三国同盟の研究』、五八六―九二頁参照。五九二―九七頁参照。

(42) 野村実氏は正反對の結論を出している。野村実『太平洋戦争と日本軍部』(四九頁)。また、第二部第二章「日独伊ソ連合思想―萌芽と崩壊」(二〇一―一八頁)(山川出版会、一九八三年)で、野村氏が松岡の作成したものと見做している文章は筆跡からは「松岡でない」と判断できる。

(43) 前掲「三国同盟と日ソ中立条約(一九三九年―一九四二年)」、二〇六―〇九頁。二一四―一六頁。

(44) 前掲『大戦の秘録 独外務省の機密文書より』、三二二頁、三二七頁。フィンランドへのドイツ軍隊派遣問題でソ連政府への通告問題が暗礁にのりあげていた。このためドイツは日独伊同盟をソ連への疑いなど何もなげものであると説明することになり、誠意を示そうと試みた。Documents on German Foreign Policy 1918-1945, Volume XI, pp. 550-62.

(45) 同右『大戦の秘録 独外務省の機密文書より』、二六一―一六三頁。モロトフの厳しい質問にリッペンドロップ外相が手を焼いている様子がよく

くわかる。

- (46) Documents on German Foreign Policy 1918-1945, Volume XI, p. 280, p. 287. 同右『大戦の秘録 独外務省の機密文書より』二七二―七七三頁。

- (47) 外務省「日独伊樞軸強化問題に関する外務大臣説明案」(御前会議)(外交史料館所蔵、日独伊三国同盟条約関係一件〔B一〇〇J/X 3〕)。

- (48) 前掲『杉山メモ 上』、一七三―一七六頁特に一七五頁。

- (49) 同右『杉山メモ 上』、四五頁。

- (50) 「日独伊三国条約ニ関スル樞密院審査委員會議事概要」(松本条約局長手記)(外交史料館所蔵、日独伊三国同盟条約関係一件〔B一〇〇J/X 3〕)。

- (51) Documents on German Foreign Policy 1918-1945, Volume X, p. 183.

- (52) 『中村雅郎日誌』。中村裕亮氏の御好意・了解のうえ引用。前掲細谷論文「三国同盟と日ソ中立条約(一九三九年―一九四一年)」、二〇一頁。細谷氏は出所を明示していない。

東京裁判におけるスターマーの証言をみよう。それによれば、リッペントロップの指令で十五年九月七日に来日し(三回目)、松岡外相と会談したことが記されている。

「極めて慎重に行動した。就中、私が日本に来た使命に就いては松岡外務大臣以外の日本人に話す事を避けた。私は一九四〇年九月九日初めてオットと同伴して松岡氏に面会した。而して此上戦争の拡大するのを避け、アメリカ合衆国を戦争に引き入れぬやうにし、又出来るなら和平をつくる為の土台を造ると云ふ独逸の意図を彼に説明した。

私は更に独逸が日本をヨーロッパ戦争に引き入れる意のない事又独逸は日本が要請するならば日ソ間の友好関係の増進、支那事変の解決に貢献する為め斡旋尽力する用意がある事を言明した。」(傍点 引用者)

スターマーの証言からリッペントロップ外相からの指示内容を窺うことができよう。ドイツが対米戦争を避けたいという考え方であったことはドイツの外交文書で確認できる。対ソ関係・支那事変について

も、発言しているが、具体的な内容には言及していない。本稿の問題意識から言えば、「日独伊ソ」という構想は何も言及されていない、ということである。

同証言の席で、スターマーは松岡のパーソナリティーにはきびしい評価を下している。例えば「自己中心的な言葉を連発」とか「彼を置いて他の適当な政治指導者はないかの如く思い込んで居った」という発言が見られる。大島大使に好意的なのと対照的である。他に「法廷証二七四四―A」から読み取れることは左の二点である。(極東国際軍事裁判速記録 第二百三十八号、昭和二十二年六月十六日)「極東国際軍事裁判速記録 第五卷」、雄松堂書店、七四七―七四四頁特に七五四―七五五頁)。

一、松岡が交渉にあたった。斎藤松本はテクニカルな補助をしたにすぎない。

二、日本政府が同盟条約の準備をしていた。

- (53) 「日独伊樞軸強化ニ伴フ軍ノ態度ニ関スル件」、作成日は「昭和十五年十月一日」であり、陸軍省軍務課中村雅郎大尉によるものである。(外交史料館所蔵、日独伊三国同盟条約関係一件〔B一〇〇J/X 3〕)。

註 おわりに代えて

- (54) 前掲『杉山メモ 上』、二二三―二二七頁、二四二―四九頁。

- (55) 同右『杉山メモ 上』、二四四―四五頁。

- (56) 前掲『木戸幸一日記 下』、八八三頁。

- (57) 同右『木戸幸一日記 下』、八八三頁。